

補助金等調査表（チェックシート）

所属 高齢者包括支援課

（１）補助金の内容

名 称	浦安市介護予防・日常生活支援総合事業住民主体訪問型サービス事業補助金		
交 付 開 始 年 度	平成30年度	終了予定年度	
交 付 先	自治会、老人クラブ、特定非営利活動法人、社会福祉法人、シルバー人材センター等		
交 付 の 目 的 ・ 必 要 性	要支援者等の居宅において、住民が主体となり、「住民主体による生活支援サービス」を提供することで、軽度な支援を必要とする高齢者の生活機能の維持または、向上を図るとともに、担い手自身が支援の担い手として活動することで、地域の介護予防を促進、また、住民相互の助け合いにより地域づくりを推進することを目的とする。 （介護保険法第115条の45第1項規定）		
対 象 事 業 の 内 容	ボランティアをはじめとした地域住民の方々が要支援者等の居宅に訪問し、身体介護を伴わない生活援助を行う。		
形 態	☒ 事業補助 ☐ 運営補助 ☐ 混合補助 ⇒ 割合が大きいのは ☐ 事業補助 ☐ 運営補助		
直 近 の 見 直 し 状 況	見直した時期	令和3年度	
	内 容	平成31年1月15日から本事業を施行しているが、国の規定する要件を満たす団体がおらず、事業実施には至らず。令和2年4月1日の法改正でボランティア活動に対する謝礼金が補助の対象となり、高齢者福祉課の「浦安市買い物サポート事業」と本事業の内容が類似していることから見直しを行った。	
交 付 申 請	受領書類	■ 事業計画書 ■ 収支予算書 ■ その他（ボランティア名簿）	
	確認内容	事業計画書：活動目的、提供できるサービス内容、サービス利用料等 収支予算書：収入、支出予定額、内容 ボランティア名簿：実際にサービスを提供するボランティア氏名	
実 績 報 告	受領書類	■ 事業計画書 ■ 収支決算書 ■ その他（領収書などの支出がわかる証拠書類）	
	確認内容	事業計画書：サービス提供実績、活動内容、事業効果など 収支決算書：収入、支出実績額、内容 証拠書類：支出実績、補助対象経費の確認	

(2) 補助金見直しの基本視点に基づく評価

(※具体的な根拠指標には、設問に対する評価根拠となる、成果等を示す数値的な指標を記載すること)

公益性	補助事業が、客観的に見て、より広く市民等に利益をもたらす、または還元されている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
	補助事業の目的が、時代や社会情勢に合っている。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		広く社会に利益をもたらす	支援を必要とする軽度の高齢者への生活支援であるが、高齢者の介護予防が求められている中、支援の担い手の社会参加・社会的役割を持つ機会にもなる。また、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりにつながる。
		ほとんど合っている	介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に基づいて行っているため。
必要性	補助金を交付する形で、市が関与する妥当性がある。	評価	「ある」→妥当性について記入。 「ない」→妥当性がないにも関わらず補助する理由を記入。
		ある	本事業（総合事業）は、市が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実させることにより、地域において支え合うことができる体制の構築を推進し、もって要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的としているため。
	補助金がない場合、団体等は自主財源で事業を行うことができない。	評価	「できる」→自主財源で事業実施可能にも関わらず補助する理由を記入。 「できない」→補助金がないれば事業を実施できない理由・具体的根拠を記入
		できる	団体が会費や、サービスを利用する方からの利用料を財源に生活支援サービスを実施しているが、今後、軽度な支援を必要とする高齢者が増加していく見込みで、多様な主体によるサービス提供体制の充実・強化を図ることが必要である。
	市民ニーズが高いものである。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		やや高い	高齢者の単身世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加している。現行の訪問介護ではできることが限られており、暮らしていくために必要なことは多々あり、住民同士の助け合いの仕組みが立ち上がってきている。
	市民ニーズに即している。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		即している	住民同士の助け合いの仕組みが立ち上がってきているが、一部の人だけでなく、支援できる人が支援できる時に担い手となれるよう、市が住民団体を支援していく必要がある。
	補助金の意義について、的確に説明できる。	評価	「できる」→誰に対しどのような効果があるか等について記入。 「できない」→説明できない理由について記入。
		できる	利用者：多様なニーズに対するサービスの広がりにより、在宅生活の安心確保 住民ボランティア：社会参加、社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。 市：多様な担い手による多様なサービス（多様な単価、住民主体による低廉な単価設定）、認定に至らない高齢者の増加、により費用の効率化
	補助期限（終期）を設定している。	評価	「設定済」→設定年度とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
		未設定	サービスの充実（高齢者の多様なニーズに対するサービスの広がり）と介護財源の費用の効率化（ちょっとした困りごとは、介護事業所が提供するサービスでなく住民ボランティアなど多様な担い手で行う）が本事業の目指すところで、生活支援サービスを行う団体が継続して活動できるように支援するものであるため補助期限の設定はしていない。
	補助金申請に係る積算根拠が明確である。	評価	「はい」→積算根拠を何で確認しているかを記入。 「いいえ」→積算根拠が不明確である理由と今後の見通しを記入。
		はい	事業計画書：サービス提供実績、活動内容、事業効果など 収支予算書：収入、支出実績額、内容 証拠書類：支出実績、補助対象経費の確認

施策との整合性	当該補助金は、市の政策目的や施策と整合している。	評価	「している」→どのような点で整合しているのか記入。 「していない」→整合していないにも関わらず補助する理由を記入。
		している	「浦安市高齢者保健福祉計画及び第9期浦安市介護保険事業計画」において、重点施策5「住民主体の生活支援体制の充実」に位置づけられている。
	補助事業が本市の特性を生かした取り組みである。	評価	「はい」→どのような点で特性を生かしているのか記入。
		はい	高齢化率が低く、元気高齢者が多いため、きっかけがあれば、生活支援の担い手をして社会参加に結びつく。
公平性	事業を実施できる団体が他にない。（複数存在する場合、当該補助金はその事業者だけに交付される合理的な理由がある。）	評価	「はい」を選んだ理由
		いいえ	自治会、老人クラブ、特定非営利活動法人、社会福祉法人、浦安市シルバー人材センター等、営利を目的とした活動ではない団体であり、活動体制が整備されている団体に事業を受けてもらうこととしている。
		「いいえ」の場合、補助金はその事業者だけに交付される合理的理由を記入。 支える側、支えられる側の住民相互の支えあいの仕組み	
	補助対象経費に対して、補助事業者等にも応分の負担を求めるべき事業には、一定の適切な補助率や限度額が設定されている。	評価	「設定済」→補助率とその根拠を記入。 「未設定」→設定しない理由と今後の見通しを記入。
設定済		運営費：市内全域にサービスを提供する団体へは、年額上限500,000円 市内の一部地域に限りサービスを提供する団体へは、年額上限50,000円 団体独自の生活支援サービスと本事業のサービスにかかる経費に分けることが困難な光熱水費、通信運搬費、使用料及び賃借料については、当該金額に2分の1を乗じて得た額。	
効率性	補助目的に見合った成果や、施策実現に向けた効果がある。	効果の測定方法・具体的な根拠指標 生活支援サービスの利用者数、利用回数、主な援助内容の実績を効果測定の指標としている。	
		評価	評価理由
		ある程度の効果をあげている	高齢者人口の増加に伴い、要支援者が身体介護を伴わない生活援助についてのニーズが高まっており、本事業で対応でき、住民の安心につながる。
	手法として、委託等の手法よりも、補助金を交付することがより合理的である。	評価	評価の理由・具体的な根拠指標
		はい	介護保険法の地域支援事業実施要綱において、本事業は、ボランティアが主体となり実施するもので、実施方法は補助（助成）により実施することとしている。
	国や県、本市において同様の補助事業がない。（※国県要綱に対し、上乗せ・横出しする補助事業は除く）	評価	「ある」の場合、同様な補助事業と両方存続させる理由を記入。
ない		本事業は、介護保険法に基づいて行うものであり、市町村が実施するものとしている。	
補助対象経費の明確化	補助金対象内外経費が明らかになっているか。	評価	「はい」→何で確認をしているか記入。 「いいえ」→明確にしていけない理由を記入。
		はい	交付申請時に提出していただく、事業計画書と収支予算書で確認
	補助対象外経費を補助対象としていない。（対象としている場合は、明確な根拠を持っている。）	評価	「対象としている」の場合、費目及びその根拠規定と対象となる考え方を記入。（※費目とは、飲食費や慶弔費など）
		対象としていない	

※以下の項目は、団体補助金のみ記述。

団体補助金	団体の設置および活動目的が、補助事業からみて整合しているか。また、団体としての活動実態があるか。	評価 はい	評価の理由 本事業の申請をする団体は、事業申込時、重要事項確認書、団体の定款などを提出してもらい、団体の設置や活動目的、活動実態を把握し、補助事業の整合しているか確認している。
	補助事業の内容と成果について、交付団体においても対外的に情報公開を実施しているか。	評価 はい	「はい」→情報公開の手法等について具体的に記入。 「いいえ」→実施できない理由と今後の見通しを記入。 補助金実績報告時にサービス提供実績や事業効果を市に報告をいただき、地域包括支援センターに情報公開している。また、団体が本事業を実施していることを市が作成している事業のチラシに掲載している。
	団体内で、補助金の使途や決算などの監査機能が有効に機能していて、透明性等をもって運営されているか。	評価 はい	「はい」→どのような監査手法で実施しているか記入。 「いいえ」→機能していない理由と今後の見通しを記入。 団体内に監事を置き、年1回監事が会計業務が適正に処理されているか確認している。 団体ごとに会計や監査役員をおいている。また、毎年各団体の総会にて決算や監査についての承認を得ている。
	補助金交付団体の自立性を促すことなどから、運営補助から事業補助へ移行を図っているか。	評価 事業補助	「運営補助」の場合、事業補助に移行できない理由と今後の見通しを記入。 ※混合補助で実施している場合は、割合が大きき方を選択してください。
	市職員が補助金交付団体の事務を行っているか。（行っている場合は合理的な理由があるか。）	評価 行っていない	「行っている」の場合、合理的な理由を記入。
繰越金	交付団体の補助事業会計において、補助金額以上の繰越金を計上している。 （※複数団体ある場合は、各団体を一覧化したものを別紙にて提出のこと）	評価	具体的な根拠指標
		いいえ	直近決算額における補助金額 1,327,600 円 繰越金額 円 { うち補助事業会計分 円 うち団体独自会計分 円
			繰越金額が生じた具体的な原因について記入。
	上記設問において、「はい」の場合、補助金の減額ないし、休止などの必要な対策を考えている。	評価	「はい」→具体的な対応策について記入。 「いいえ」→対応できない理由について記入。

(3) 国県要綱・近隣市補助金との比較を通じた評価

介護保険法、地域地域支援事業実施要綱に基づき、事業を補助（助成）の方法で実施している。

(4) 補助金の課題

- ・生活支援サービスを実施している住民団体は、総合事業対象者だけでなく、全ての人を対象にサービスを展開していることが多い。本補助金事業の対象者が総合事業の対象者であるため、補助金を利用する際は、総合事業の対象者とそれ以外の対象者を明確にして補助金の申請が必要になり、団体活動運営が複雑になりがちとなる。
- ・支援の担い手の高齢化や人材不足が課題となっているため、社会福祉協議会等と連携し、新規の担い手獲得・育成のための方法を検討していく必要がある。

(5) 所属長の総合評価

- ・B型訪問サービス事業費補助金については、介護保険法第115条の4第1項および地域支援事業実施要綱に基づく「介護予防・日常生活支援総合事業」の多様なサービスであり、実施方法は「補助（助成）」となっている。
- ・住民主体サービスの互助を充実させていくことにより介護保険給付費の適正化に努めていくものである。

(6) 補助金の今後の方向性

☐ 現行のまま継続
☒ 見直しをしたうえで継続
☐ 廃止
☐ その他

その他の内容

現行 継続の 理由	
-----------------	--

見直しの時期	令和9年度
見直しの 内容	国のガイドラインの通り、介護保険法の中で継続して実施することが適切と判断している。団体の実施状況や団体の財源などを鑑みて、補助金の必要性を検討。

廃止の時期	
廃止の理 由	